

## 答 申 (案)

### 1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が適切に行われているものと認められる。

### 2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行った。

#### (1) 本件評価書の事務の概要

事務の名称	県税の賦課徴収関係事務
事務の内容	地方税法の規定により、県税（県民税、事業税、自動車税等の直接税及び軽油引取税等の間接税）の賦課徴収を行うもの
特定個人情報ファイルの名称	税務システムデータベースファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出又は他の行政機関等との税関連情報の授受等により、特定個人情報を取り扱うもの

#### (2) 適合性について

次のとおり、指針に定められた実施手続等に適合した評価を実施していると認められる。

##### ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が100万人以上1,000万人未満であるため、対象人数30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

##### イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

##### ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容を全て公表することとしている。

## エ 実施時期について

福岡県知事は、当該事務について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、評価を再実施している。

## オ 県民等からの意見聴取について

令和6年10月15日から令和6年11月18日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、1件の意見があった。

提出された意見は、評価に関するものではないことから、本件評価書への反映は行われていない。

## カ 本件評価書の記載内容について

事務の実態に基づき、評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。

### (3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を適切に記載していると認められる。その主な内容は、次のとおりである。

#### ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報を本人又は代理人から入手する際に、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、本人確認のための措置を講じるとともに、不必要な情報の入手防止のため、あらかじめ申告書等の様式を定める等の対策を講じることとしている。

#### イ 特定個人情報の使用について

各職員が属する組織及び従事する業務に応じ、必要最小限のアクセス権限を付与するとともに、特定の職員に限定してシステムの管理者権限を与え、アクセス権限を適切に管理することとしている。また、特定個人情報ファイルの使用についてアクセスログを日次で記録し、7年間保管することとしている。

#### ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報を取り扱う事務を委託するに当たっては、委託契約締結時に個人情報の取扱いについて「保有個人情報取扱特記事項」を定め、委託先に対して特記事項の内容を遵守するよう指導・監督を行うこととしている。

また、特定個人情報ファイルの取扱いについては、前記イの対策を委託先に対しても講じることとし、委託先へ特定個人情報を提供する際には電子情報の暗号化、ファイルへのパスワード設定を行うなどの安全措置を講じることとしている。

#### エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供に当たっては、電子情報を外部に持ち出す場合に指定された

者の許可を受ける、所定のシステムを利用する等により安全性を確保するとともに、法令に定められた事項を記録し、7年間保管することとしている。

### オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対しては、物理的対策としてサーバ等設置施設における生体認証による入退場制限等を、技術的対策として不正プログラム対策及び不正アクセス対策等を講じることとしている。

また、特定個人情報の保管に当たっては、必要に応じ、調査等を実施した上で情報更新を行うとともに、保存期間が経過した特定個人情報を消去する際は、復元、判読等が不可能となる措置をとることとしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 3 付言

県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員は元より特に委託事業者に対する指導・監督を徹底し、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期すこと。

以上、答申する。

令和7年1月23日

福岡県個人情報保護審議会第二部会

委員 村上 英明（部会長）

井上 真由美

小出 洋

佐々木 久美子

山元 規靖